

特定非営利活動法人西区はーとの会

両立支援のための 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
両立支援制度の周知を図る。

<対策>

- 平成30年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年5月～ 両立支援制度に関する資料の掲示、職員への情報提供

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、所長の研修を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 所長へのヒアリングによる実態把握
- 平成32年度～ 所長研修の実施